

長泥地区除染検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 長泥地区の除染事業の情報を収集・精査し、除染事業の効果等について、専門的見地から分析・検証するために、長泥地区除染検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 国が実施する除染事業等の検証・評価・公表・提案に関すること。
- (2) 森林（里山）・河川・ため池等の環境回復方法等についての審議に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境回復に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について村長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 村民代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は村長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会において必要と認めるときは委員以外の者（学識経験者等）の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、必要に応じて公開することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業振興課及び村づくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後初めて委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、委嘱した日から令和5年3月31日までとする。